

## 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（案）

制定：平成21年10月30日  
一部改正：平成22年 2月 5日  
一部改正：平成23年 4月19日  
一部改正：平成24年 月 日

## （目的）

第1条 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、京浜交通圏（以下、「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
- 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
- 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
- 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## （実施事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

## （1）地域計画の作成

## （2）次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整

## （3）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる

## 事項の協議

- ① 協議会の運営方法
- ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

(注)(1)～(5)は、法第8条第1項に規定する構成員、(6)は、法第8条第2項に規定する構成員。

- (1) 関東運輸局長又はその指名する者
- (2) 関係地方公共団体の長
  - ① 神奈川県知事又はその指名する者
  - ② 横浜市長又はその指名する者
  - ③ 川崎市長又はその指名する者
  - ④ 横須賀市長又はその指名する者
  - ⑤ 三浦市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
  - ① 社団法人神奈川県タクシー協会 会長
  - ② 神奈川県個人タクシー協会 会長
  - ~~③ 神奈川県都市交通株式会社 代表取締役~~
  - ③ 湘南交通株式会社 代表取締役
  - ④ 川崎タクシー株式会社 代表取締役
  - ⑤ 岡タクシー有限公司 代表取締役
- (4) 労働組合等
  - ① 全神奈川ハイタク労働組合連絡会議を代表する者
- (5) 地域住民
  - ① 横浜市消費生活総合センター所長又はその指名する者
  - ② 川崎商工会議所会頭又はその指名する者
  - ③ 横須賀商工会議所会頭又はその指名する者
- (6) その他協議会が必要と認める者
  - ① 神奈川県警察本部交通部交通規制課長
  - ② 神奈川県警察本部交通部駐車対策課長
  - ③ 神奈川労働局労働基準部監督課長
  - ④ 一般財団法人神奈川タクシーセンター管理指導部長
  - ⑤ 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画部長
  - ⑥ 京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻教授 藤井 聡

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し協議会を開催する。

3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。

4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 協議会に座長をおくことができる。なお、座長は構成員の中より指名する。

6 座長は、協議会の議事運営を統括する。

7 座長に事故等がある場合には、会長がその職務を代理する。

8 座長の任期は平成24年9月30日までとする。

9 協議会には事務局を設置する。

10 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

11 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

12 事務局長の任期は平成24年9月30日までとする。

13 会長が必要と認めた場合には、構成員以外の者より協議会において意見を聴くことができる。

14 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 関東運輸局長又はその指名する者が合意していること。

② 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意していること。

③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2) ①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第 8 条第 2 項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

(4) (1) から (3) まで以外の議決を行う場合

(1) の議決方法を持って決することとする。

15 協議会は、定期的を開催することとする。

また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。

16 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

17 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項は、会長が協議会に諮り定める。

# 特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化の推進について

# I . 特定事業計画の進捗状況

# 1. 特定事業計画認定申請状況、認定状況(H24年6月末現在)

営業区域名	地域計画合意	法人タクシー									個人タクシー		
		事業者数 (H24.6.30 現在)	申請				認定				事業者数	申請者数	認定 事業者数
			申請者数	うち事業再構築を定めた者			認定 事業者数	うち事業再構築を定めた者					
				申請者数	減車数	休車数		事業者数	減車数	休車数			
京浜交通圏	H22.3.23	116	116	92	277	153	116	92	277	153	2,274	2,274	2,274
県央交通圏	H22.3.29	54	54	37	42	55	54	37	42	55	331	331	331
湘南交通圏	H22.4.22	13	13	10	9	12	13	10	9	12			
小田原交通圏	H22.4.29	15	15	12	25	20	15	12	25	20			

営業区域名	基準 車両数 ①	現在 車両数 ② (H24.6.30)	減車率 $1-(②/①)$	申請され た減・休車 がすべて 実施され た場合の 車両数 ③	減車率 $1-(③/①)$	適正と考えられる 車 両 数	基 準 車 両 数 と 適正と考えられる車両数 と の 乖 離
京浜交通圏	7,629	6,877	9.9%	6,877	9.9%	5,150 ~ 5,950	約20% ~ 約30%
県央交通圏	2,509	2,239	10.8%	2,239	10.8%	2,000 ~ 2,300	約10% ~ 約20%
湘南交通圏	429	389	9.3%	389	9.3%	310 ~ 350	約20% ~ 約30%
小田原交通圏	575	506	12.0%	506	12.0%	450 ~ 500	約10% ~ 約20%

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況(1/3)

### 京浜交通圏(1/2)

特定事業計画	計画事業者数 (重複あり)	完了事業者数	達成率 (%)
アイドリングストップ運動の推進	50	45	90%
デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー等を活用した事故防止等安全教育の実施	43	32	74%
ドライブレコーダーや防犯カメラの導入	23	12	52%
勤務シフトの転換などによる効率性の向上とこれに伴う1台当たりの生産性の向上	20	12	60%
デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	19	13	68%
ユニバーサルデザイン車の導入推進	18	2	11%
映像記録型ドライブレコーダーの導入	11	10	91%
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	10	5	50%
デジタル式GPS-AVM無線機器の導入と効率的な配車(再掲)	8	4	50%
ハイブリッド車、EV車等の低公害車の導入促進	7	4	57%
デジタル式GPS-AVM無線機器の導入と効率的な配車(共同配車センター設置)	7	3	43%
交通事故ゼロ運動等の実施・推進	5	3	60%
アイドリングストップ車の導入	5	3	60%
GPS機器の活用による車両滞留防止への取組み	5	2	40%
仮眠施設、休憩施設等の福利厚生施設の充実	4	3	75%
タクシー事業者における地理教育の徹底	4	3	75%
勤務シフトの見直しによる労働時間の短縮	4	0	0%
エコドライブコンテストの実施	4	2	50%
健康診断の項目の充実	3	1	33%
目的地登録サービス(マイ・タクシー)の導入	3	0	0%
繁華街及び駅周辺路上の違法付け待ち車両排除の街頭指導の強化推進	3	1	33%
デジタルタコグラフの導入	3	2	67%
地域社会における防犯(SOS防犯タクシー、タクシーパトロール等)への協力	3	1	33%
早朝予約の積極受注の推進	3	3	100%
事業者におけるホームページの開設・拡充	3	1	33%
アルコールチェッカーの導入	3	3	100%
観光タクシーの運行	2	0	0%
防犯仕切板の導入	2	2	100%
電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	2	2	100%
デジタルGPS-AVM機器導入による計画的配車の実施	2	1	50%
地域社会における防災(防災タクシー等)への協力	2	0	0%
地域社会における治安維持への協力	2	0	0%
タクシーセンター運転者記録証明書・タク特法タクシー運転者登録システムによる業務経歴証明書の確認の徹底	2	1	50%



## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況(2/3)

### 京浜交通圏(2/2)

特定事業計画	計画事業者数 (重複あり)	完了事業者数	達成率
待機時における路上喫煙を撲滅するために指導を強化	2	1	50%
女性が勤務しやすい職場環境の構築及び施設の充実	2	0	0%
社内無事故コンクールの導入・拡充	2	1	50%
自社乗り場の設置・運営	2	1	50%
子育て支援等新たな需要開拓に向けた取組の強化	2	0	0%
グリーン経営認証による継続的な事業の効率化	2	1	50%
観光タクシー等について観光協会等のタイアップ強化	2	1	50%
カーナビの導入	2	1	50%
妊婦支援タクシーの運行	1	0	0%
接客サービス講習会の実施	1	0	0%
子育て支援タクシーの運行	1	0	0%
後付アイドリングストップ装置の導入	1	1	100%
観光案内ライセンスの取得の促進	1	0	0%
運輸安全マネジメント講習の受講	1	1	100%
モバイル配車サービスの導入(携帯電話からのメールによる配車)	1	1	100%
防犯訓練の実施	1	0	0%
ハイグレード車の導入	1	0	0%
定時制運転者の採用年齢制限の導入と若年労働者の積極的な雇用の促進	1	1	100%
賃金制度・乗務員負担制度の見直し	1	0	0%
チャイルドシートの導入	1	0	0%
他の公共交通機関の輸送障害発生時における代替輸送の連携強化	1	0	0%
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	1	0	0%
スイカ・パスモ等のICカードと連動できるシステムの構築	1	0	0%
女性運転者の雇用の促進	1	0	0%
事業用自動車事故防止コンクールへの参加	1	1	100%
子供110番への協力	1	1	100%
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	1	1	100%
グリーン経営認証の取得	1	1	100%
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	1	1	100%
運行管理者・整備管理者研修の充実	1	1	100%
合 計	323	193	60%

## 2. 特定事業の項目ごとの認定状況(3/3)

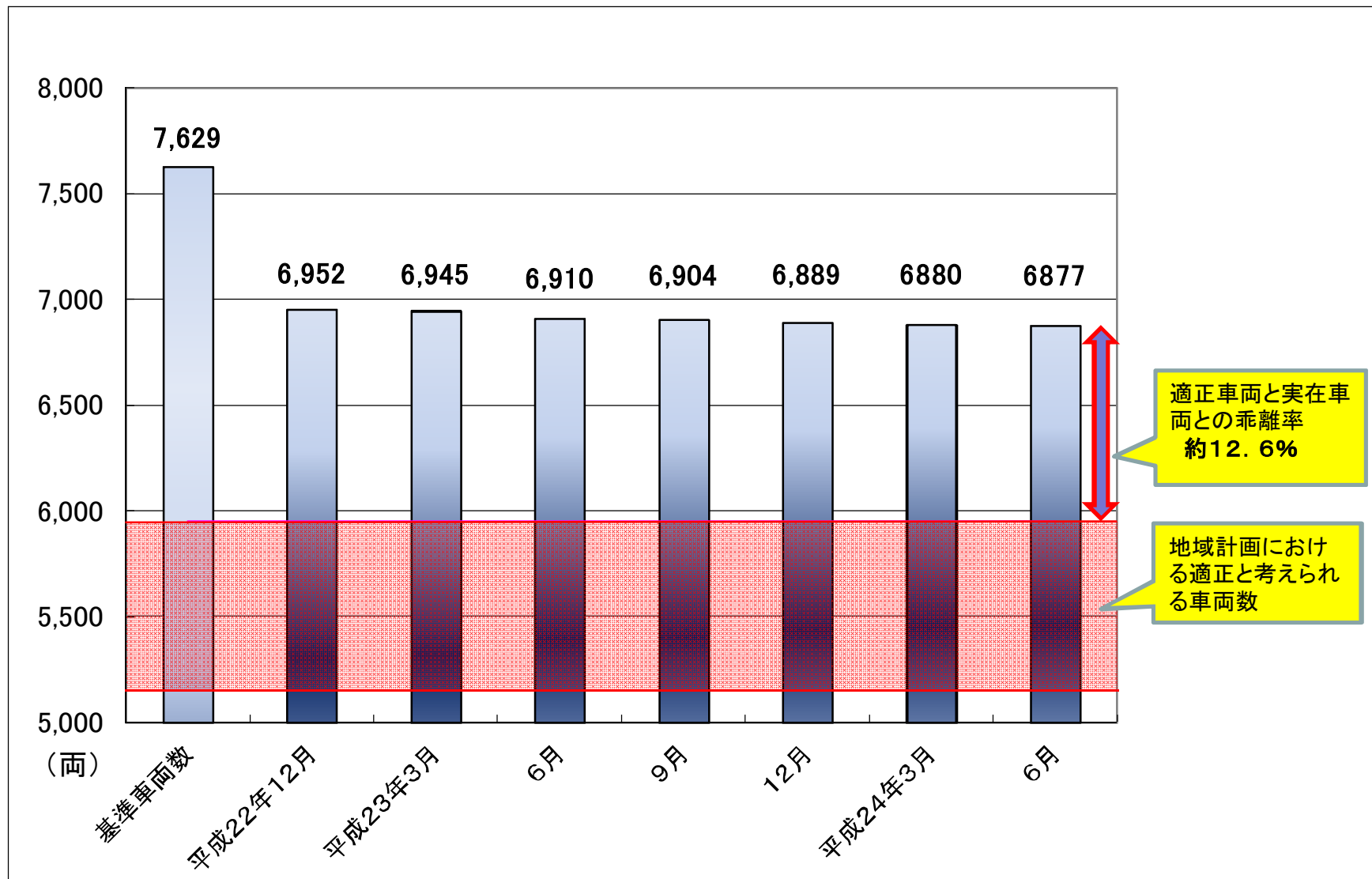
### 個人事業者

特定事業計画	計画事業者数	完了事業者数	達成率 (%)
マスターズ制度への参加	27	23	85.2%
デビット・クレジットカード決済器の導入	61	14	23.0%
カーナビの導入	39	22	56.4%
映像記録型ドライブレコーダーの導入	178	53	29.8%
安全運転講習会の受講	2250	2250	100.0%
交通事故ゼロ運動等の実施 (所属団体の実施する無事故運動への参加)	2249	2249	100.0%
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	9	4	44.4%
防犯カメラの導入	160	31	19.4%
防犯仕切り板の導入	114	21	18.4%
サービス向上のための教育・研修の充実 (期限更新時接客研修の受講)	2239	2230	99.6%
サービス向上のための研修の充実 (ワンフレーズキャンペーンの実行)	2232	1266	56.7%
アイドリングストップ運動の推進	3	3	100.0%
ショットガン方式の実施	0	0	0.0%
混雑地域におけるナンバープレート等による乗入制限	0	0	0.0%
その他	3	2	66.7%
合 計	9564	8168	85.4%

## Ⅱ．事業再構築の進捗状況

# 1. 事業再構築(減・休車)認定後の実施状況

## 京浜交通圏

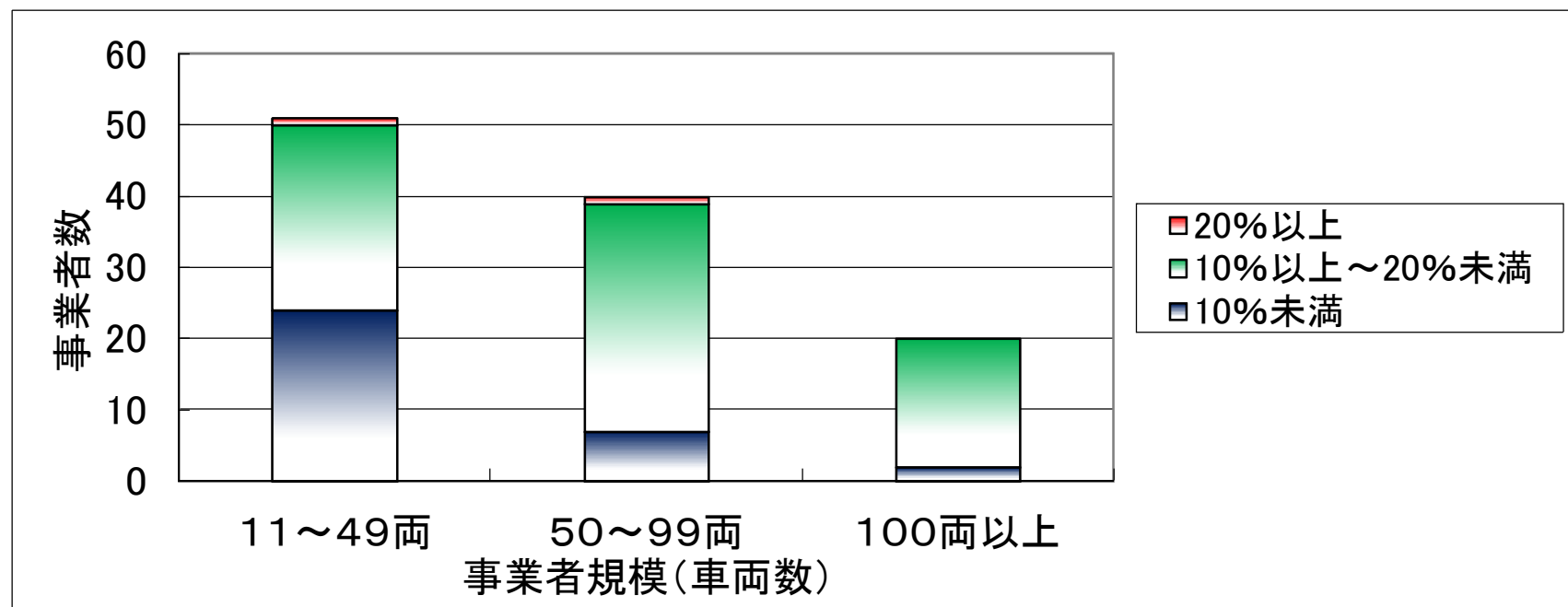


## 2. 事業規模別にみた特定事業計画認定申請状況

### 京浜交通圏(最低車両数10両)

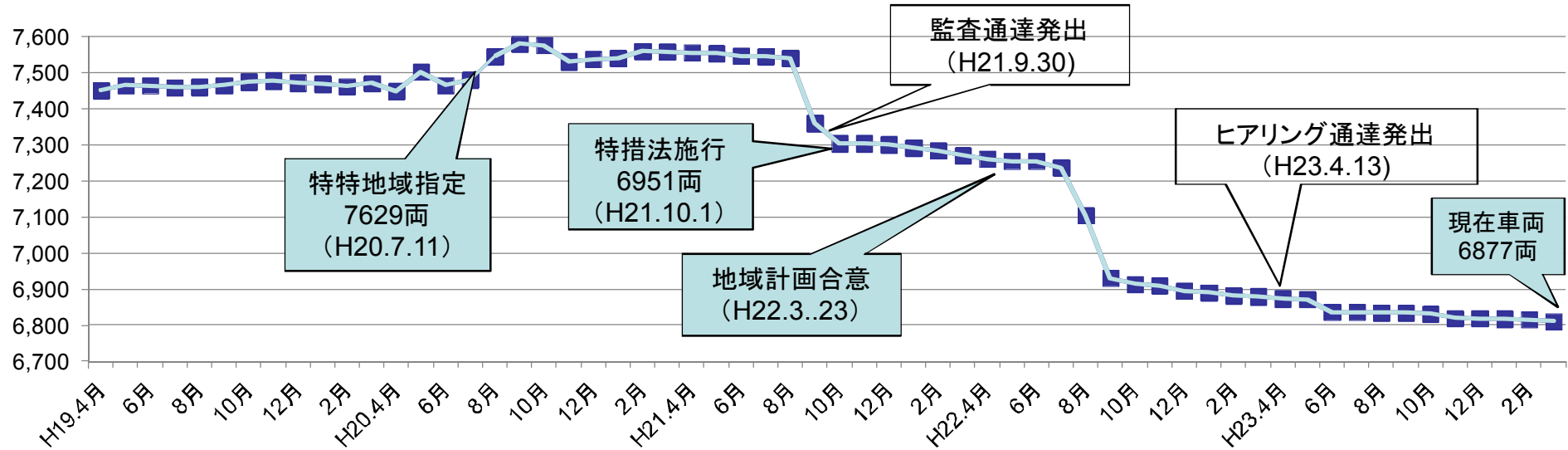
どの規模でみても、10%以上20%未満減車率の事業者がもっとも多いが、小規模事業者(49両未満)については、10%未満の減車率にとどまる事業者の割合が高くなっている。また、地域の目標である22%を超える減車事業者はない。

事業者規模	11~49両	50~99両	100両以上
基準車両数からの削減率			
20%以上	1	1	0
10%以上~20%未満	26	32	18
10%未満	24	7	2
合計	51	40	20

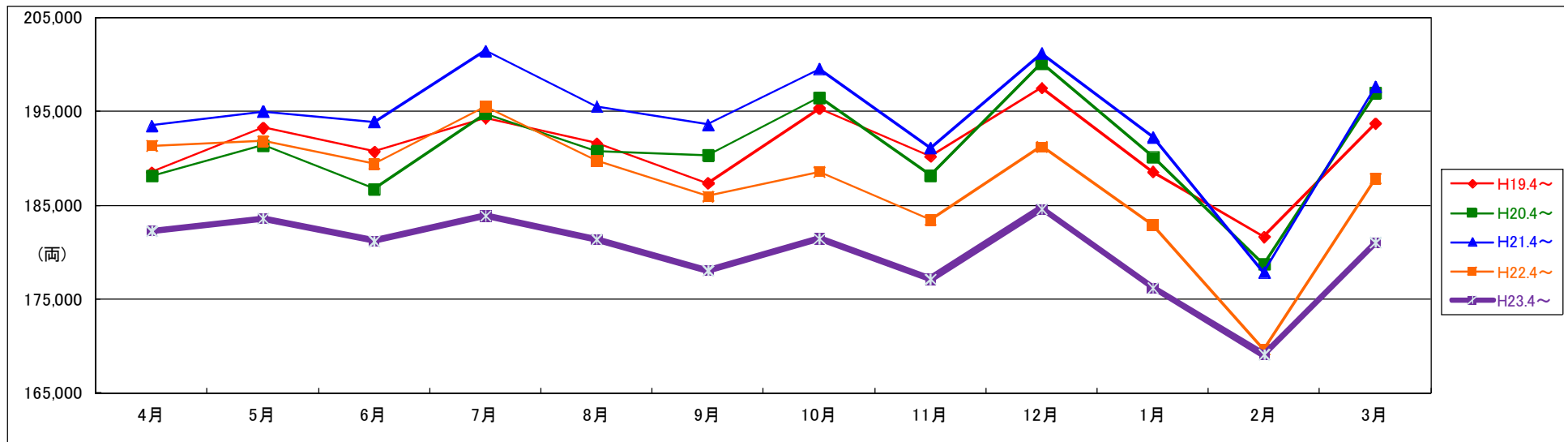


### 3. 各種指標の比較(京浜交通圏 1/3)

#### ① 実在車両数の推移

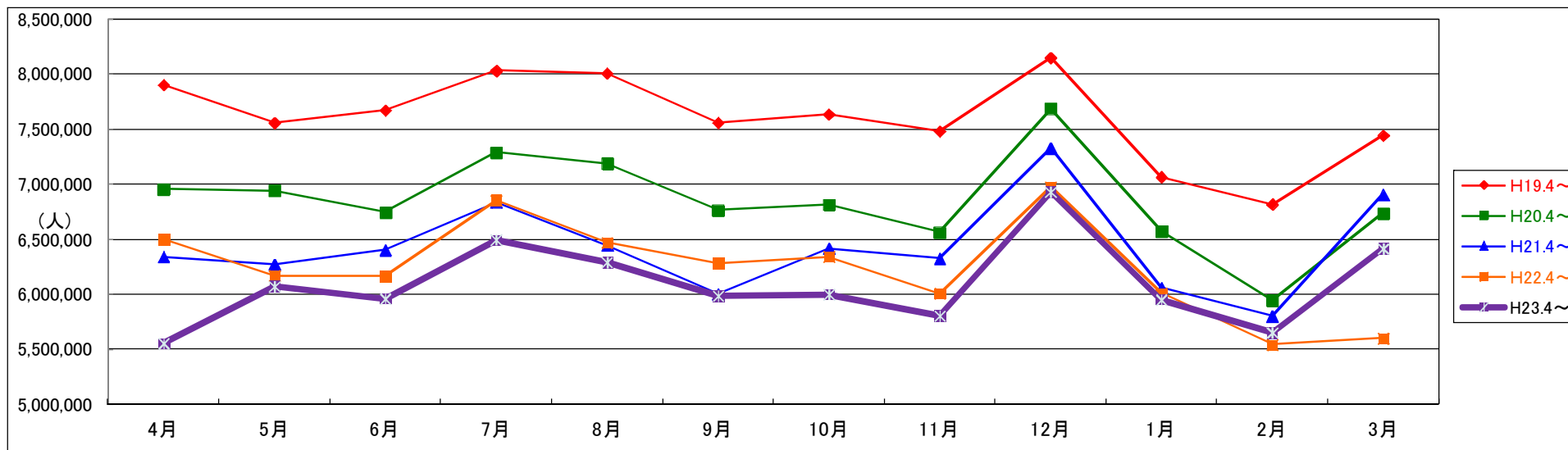


#### ② 延べ実働車両数の推移

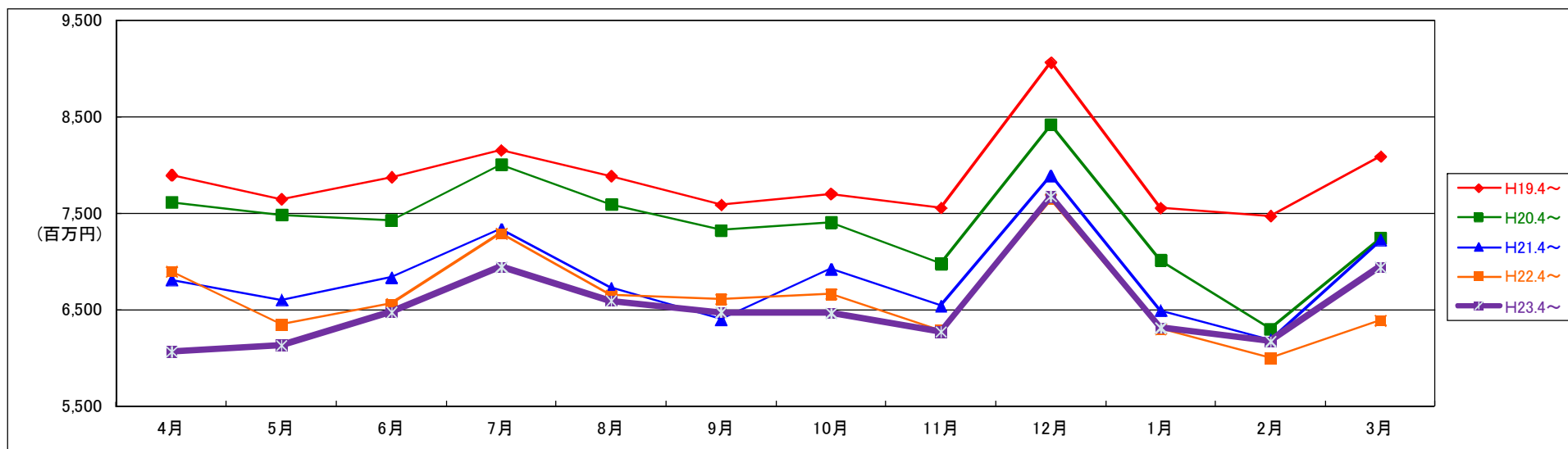


### 3. 各種指標の比較(京浜交通圏 2/3)

#### ③輸送人員の推移



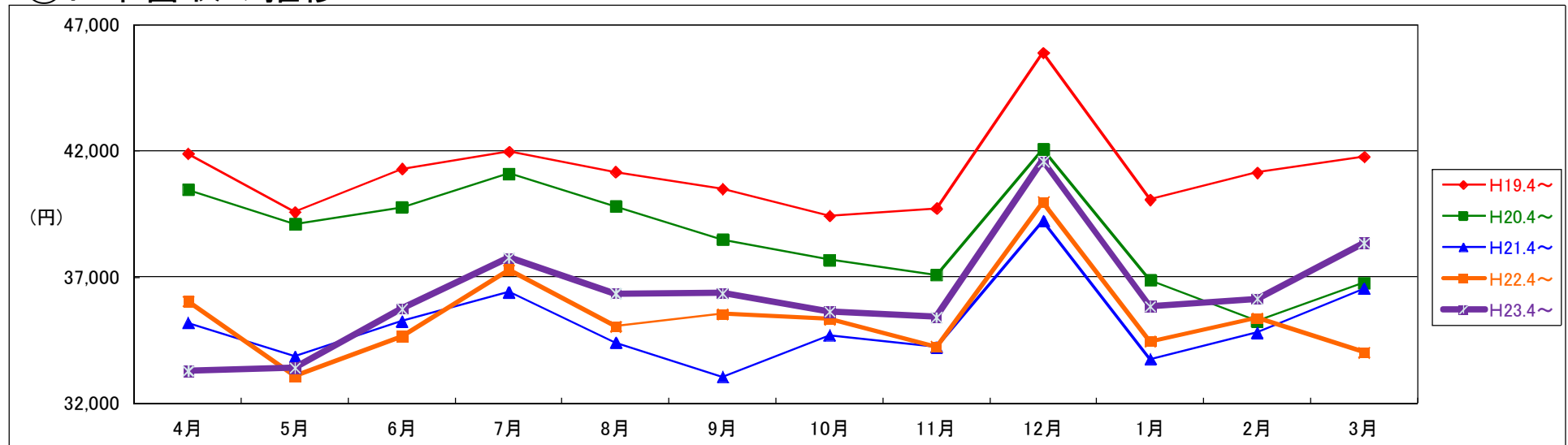
#### ④営業収入の推移



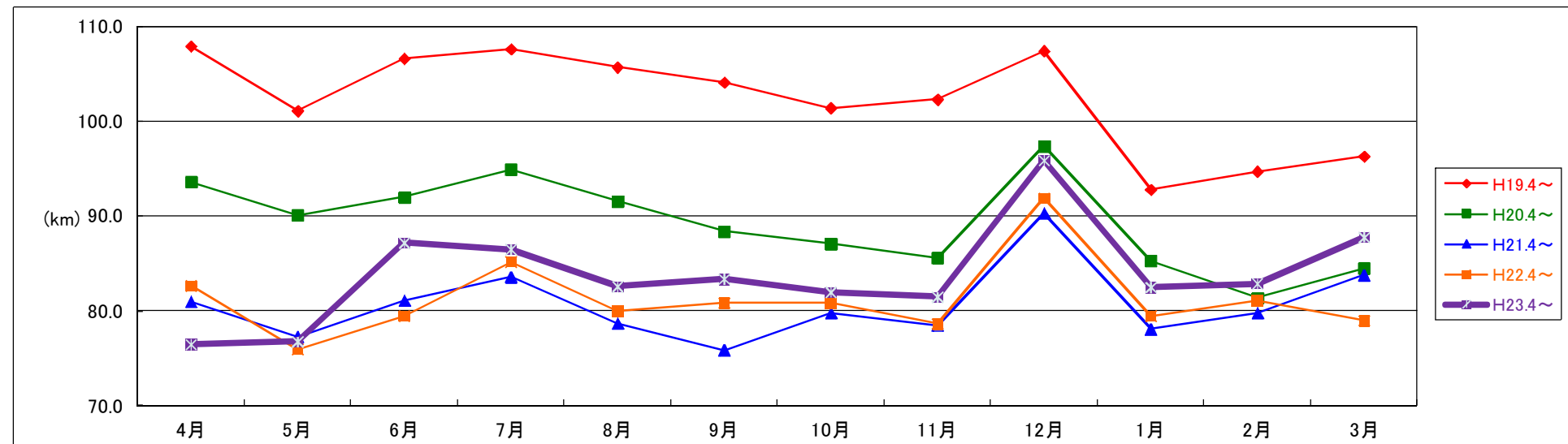
※神々協会調べ

### 3. 各種指標の比較(京浜交通圏 3/3)

#### ⑤ 日車營收の推移



#### ⑥ 日車実車キロの推移



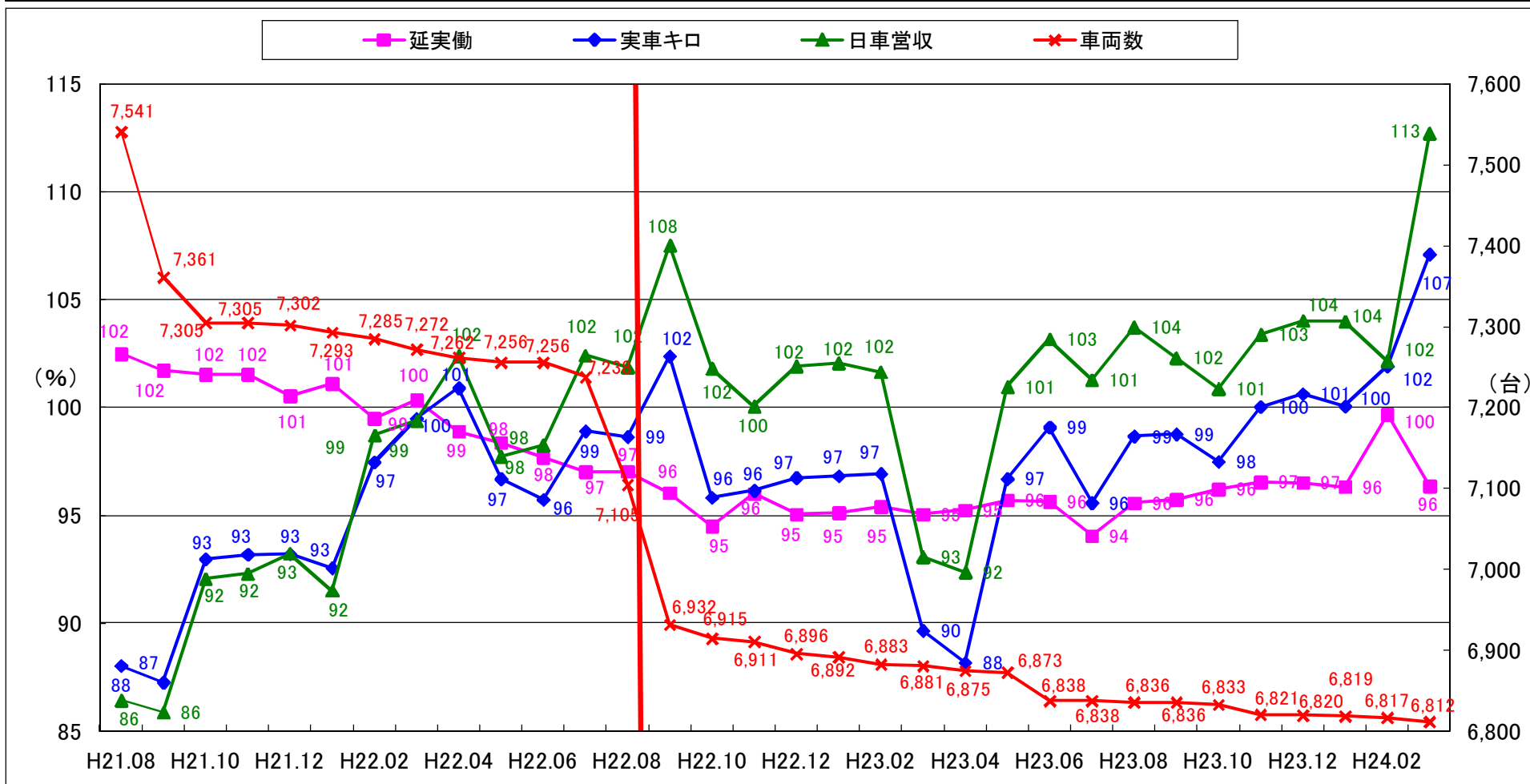
※神夕協会調べ



# 4. 車両台数と総需要量(実車キロ)、総供給量(延実働)、日車營收の推移

## 京浜交通圏

総需要量(実車キロ)が23年末から前年同月を上回り回復基調がある。特定事業計画認定後(H22.7.28)、事業再構築(減車・休車)が進み、総供給量(延実働)も着実に減少している。日車營收は、総供給量減少に伴い前年同月を上回っており改善が図られていると思われる。



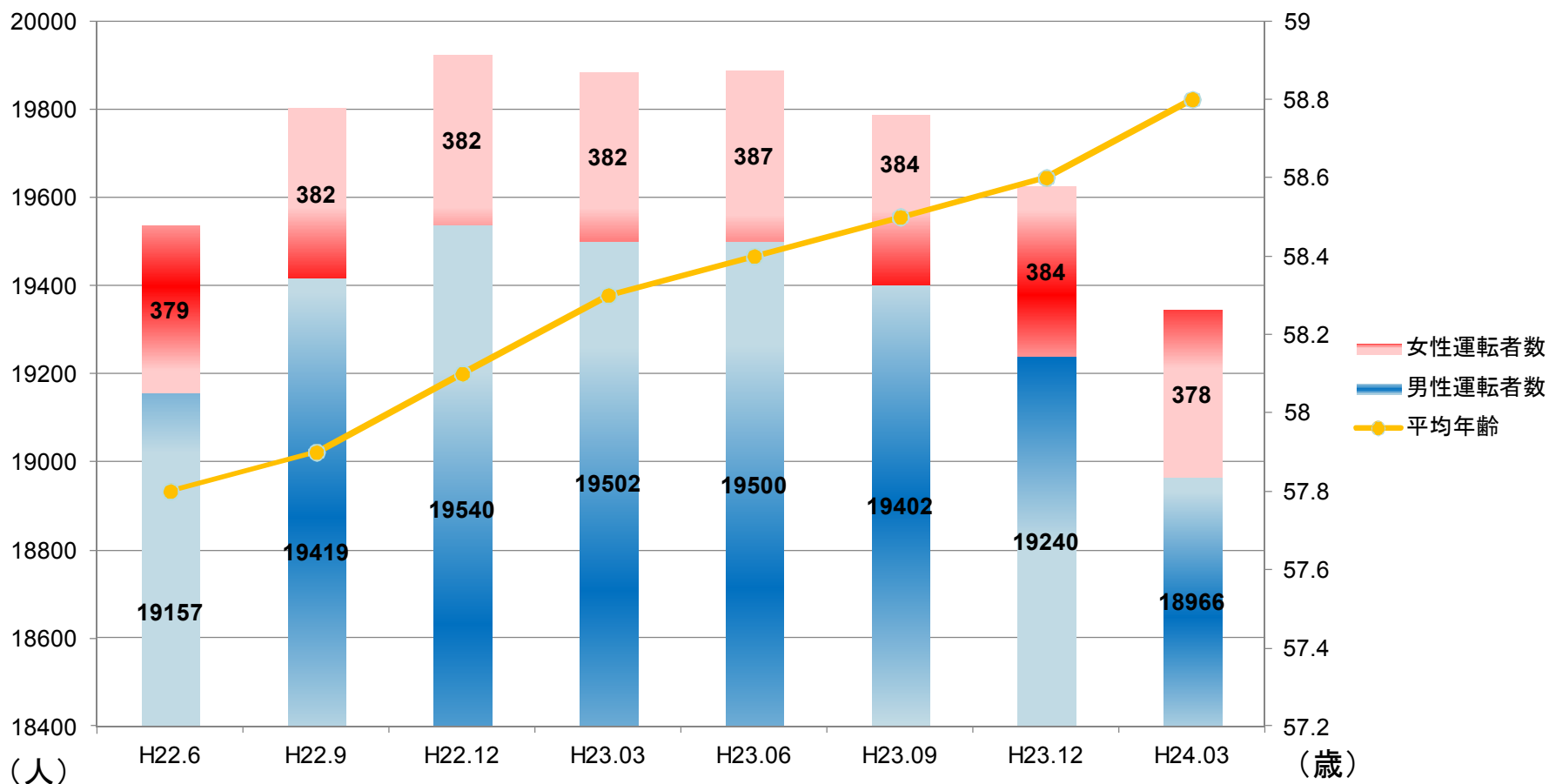
赤線は特定事業計画認定日

※神々協会調べ

## 5. タクシー運転者及び事業者乗務員の登録件数の推移

### 京浜交通圏

法人の車両減少に伴い、運転者登録件数は平成22年12月以降減少傾向にある。女性運転者数は横ばいとなっている。平均年齢は直近2年間で1歳上昇しており、早急に運転者の高齢化に対応する必要がある。

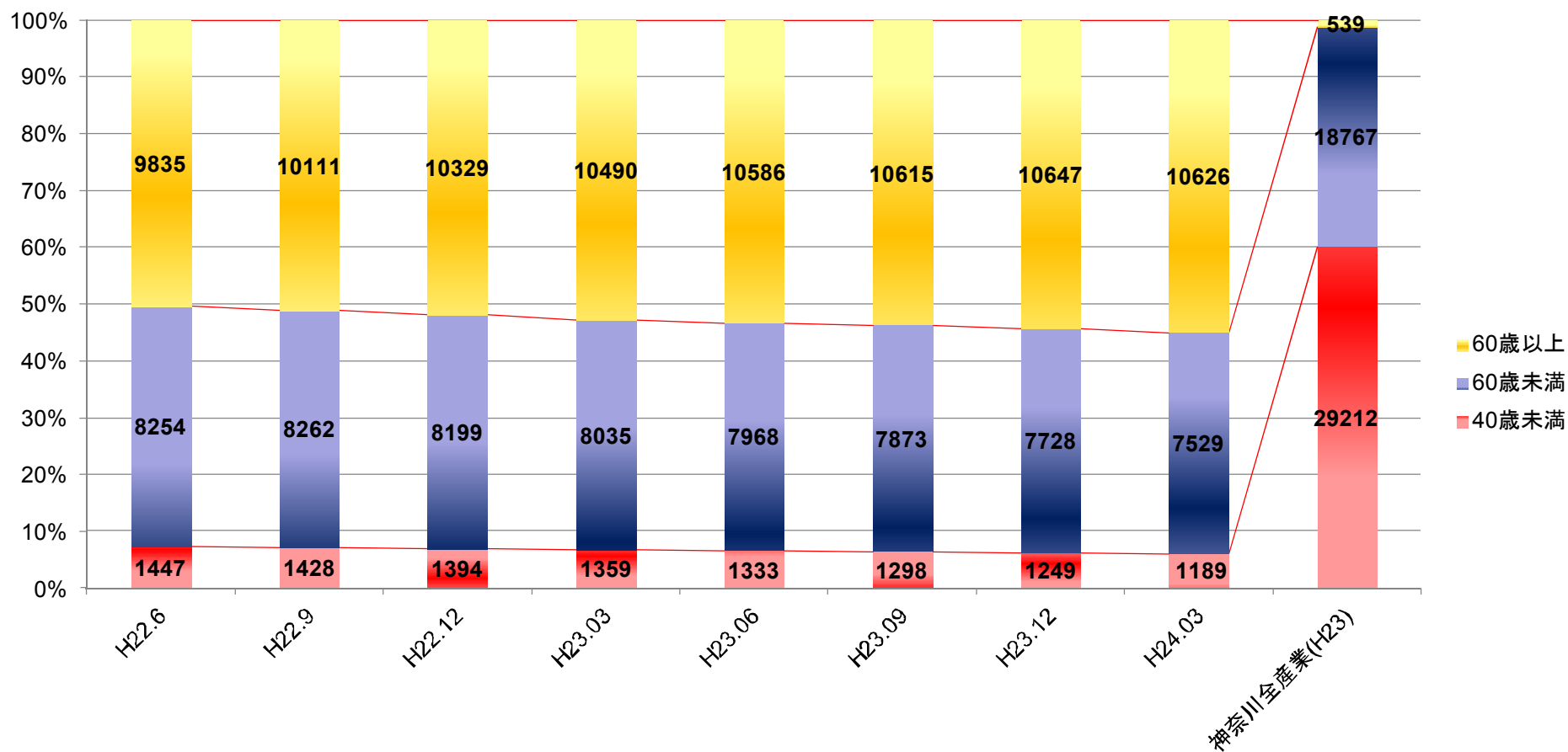


※神奈川県タクシーセンター調べ

## 6. タクシー運転者の年齢構成の推移

### 京浜交通圏

年齢については、運転者登録件数の資料において示しているとおり、高齢化が進んでいる状況。今後は、賃金面を含め、若者が魅力ある職場と感じるための改善が早急に必要。また、少子高齢化が更に進む事を考慮し、安定した輸送を確保するために中長期的な運転者確保計画の検討が必要不可欠。

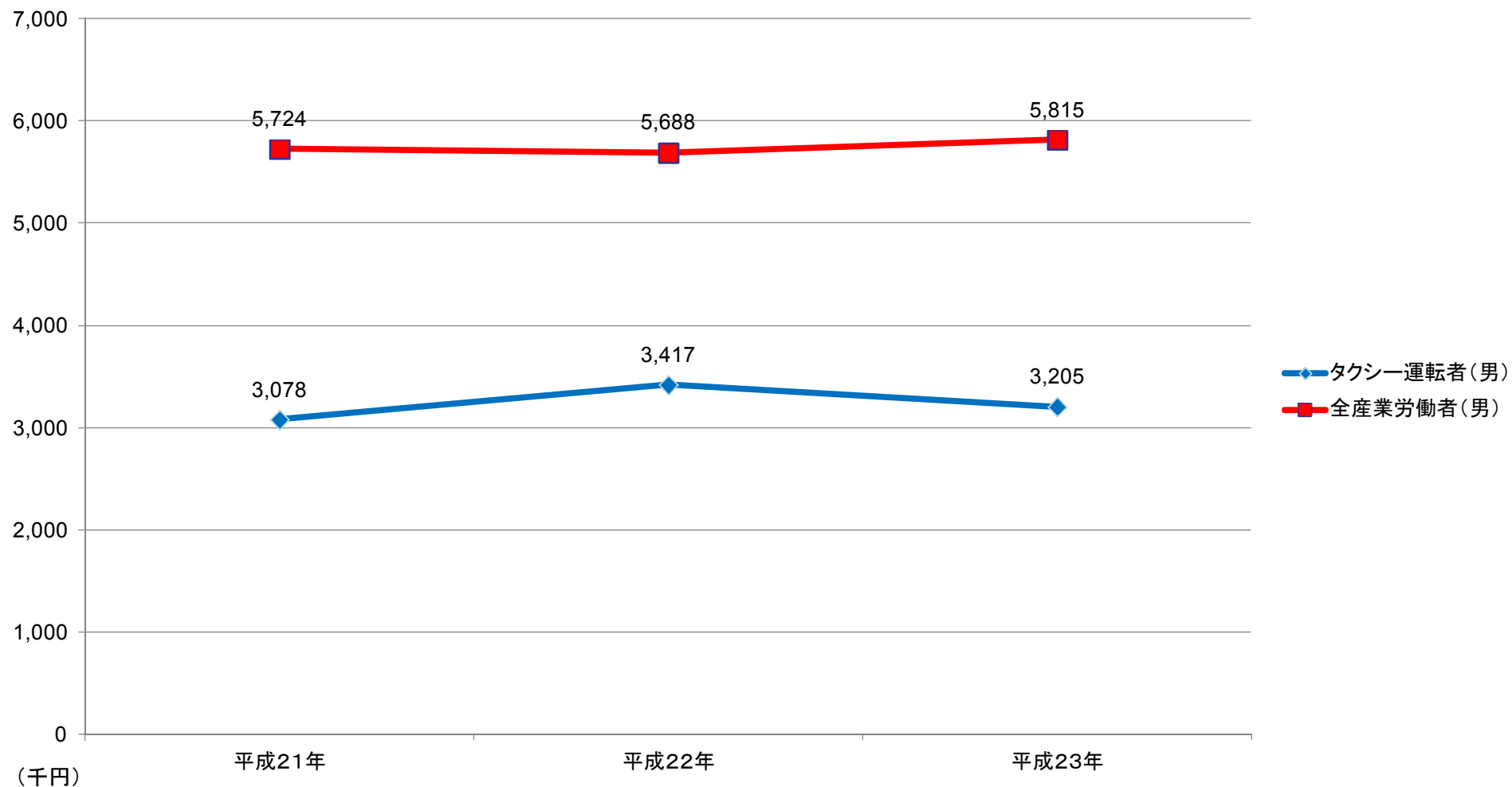


※神奈川県タクシーセンター調べ(法人、個人含む)

## 7. タクシー運転者の平均賃金の推移

### 神奈川県全体

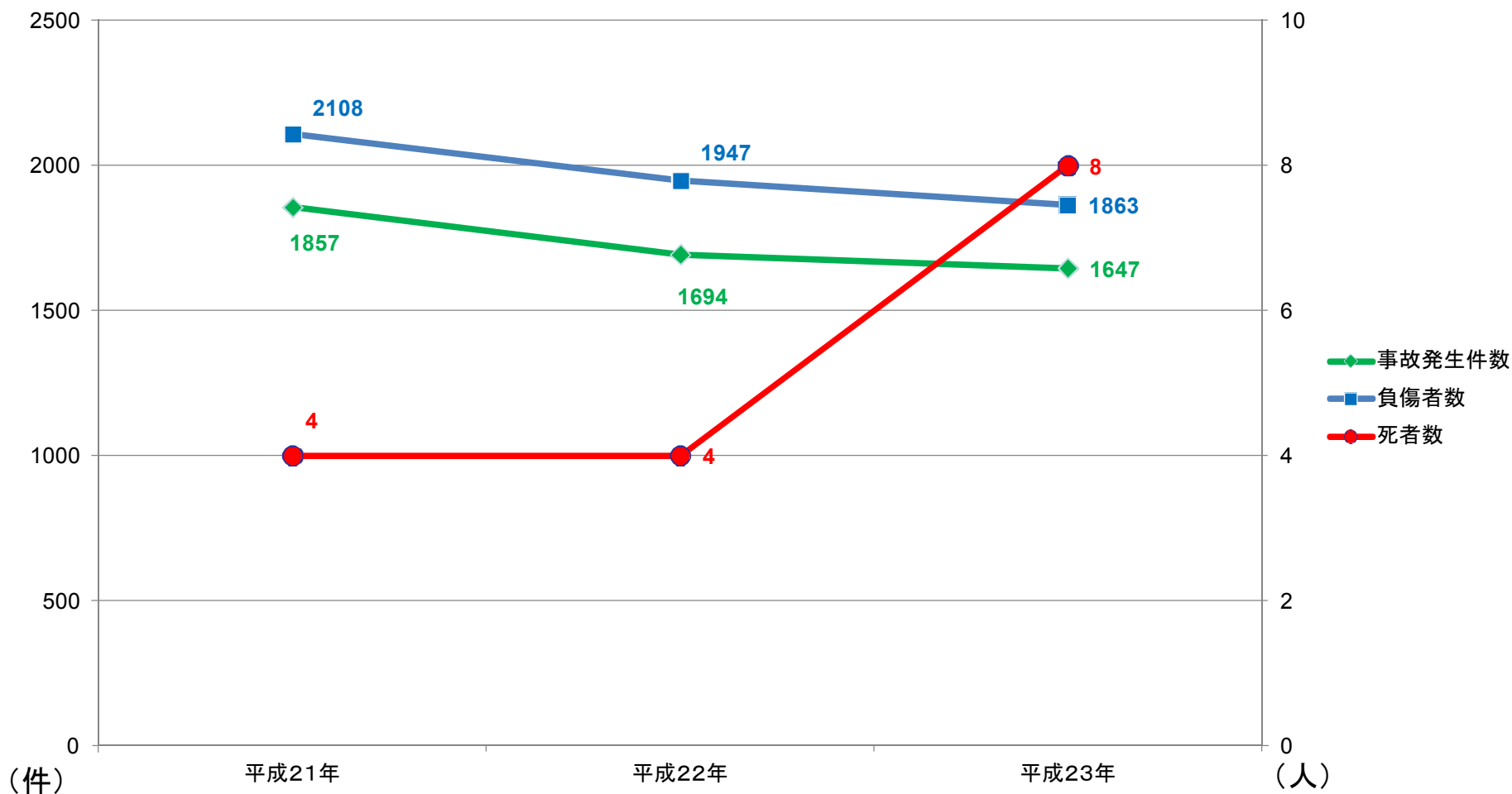
タクシー運転者の平均賃金は、22年に上昇したが23年に減少している。全産業労働者との乖離は大変大きく、早急に対策が必要。



## 8. 事故件数の推移

### 神奈川県全体

21年からタクシーが当事者となっている事故件数は減少している。しかしながら、死亡者数は23年に倍増しており、事故の重大化が如実に示されている。更なる安全運転への取組が必要。



## 9.経営状況等に関する調査・監査の実施 (1/2)

### 趣旨

○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に対しては、以下の付帯決議が付された。

「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」

○付帯決議を踏まえ、平成23年4月13日付け通達「特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の実施について」が本省より発出。

### 概要

◎第1段調査（実施時期 平成23年12月～ 平成24年4月）

- ・調査対象事業者 基準車両数からの削減率が10%に達しない事業者 39者
- ・対面調査実施事業者 37者

◎第2段調査（実施時期 平成24年5月～ ）

- ・調査対象事業者 基準車両数からの削減率が11%に達しない事業者 14者
- ・対面調査実施事業者 6者

## 9.経営状況等に関する調査・監査の実施 (2/2)

### 調査結果

#### ○減車状況

- ・4. 13通達発出以降、65両の減車。

#### ○ヒアリング時の主な意見(複数回答)

- ・減車によって事業規模が縮小され、経営上採算がとれなくなる(5割)
- ・実働率が高いため減車に協力できない(5割)
- ・今後の経済状況、経営環境、運転手の雇用状況、他社の減車状況をみて判断したい(4割)
- ・現状の経営はバランスがとれている(1割)
- ・規制緩和以降、増車していない(1割)
- ・減車に協力していない事業者に対して不公平感がある。

#### ○法令違反の内容

- ・調査実施事業者の半数程度において、長時間労働、乗務距離オーバーの違反が確認され、運行管理を中心とする法令遵守の徹底を指導。
- ・調査結果に基づき、7者に対して監査を実施。

### 今後の対応

- ・どの事業者も現状で良いという認識はないが、上記理由により減車を行えない状況
- ・減車に協力していない事業者への再調査を含め引き続き継続して行く予定

## Ⅲ. 活性化に向けた取組状況



# 1. タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

## ① 評価制度の導入

○平成20年12月、「タクシー事業を巡る諸問題への対策について(交通政策審議会答申)」において、タクシー事業の構造的要因の一つとして、利用者の選択可能性の低さが指摘され、「可能な限り利用者によりタクシーが選択される環境を整備する必要がある」とされた。

○平成22年2月、上記答申を踏まえ、「利用者によるタクシーの選択性向上に関する検討委員会」において、「タクシー事業者の評価制度」の導入が示された。

○平成24年2月、「京浜交通圏タクシー事業者の評価制度の導入に関する検討会」において、評価制度設計(案)をとりまとめた。

○現在、神奈川タクシーセンターにおいて、「タクシー事業者評価制度委員会(学識経験者、利用者代表、労働組合、法人協会等)」を立ち上げ、詳細設計に向け取り組んでいる。

- タクシー事業者を客観的に評価し、利用者にわかりやすく情報提供すること。
- 情報を利用者が活用できる環境を整備すること。

### 論点

悪質事業者を淘汰し、健全な事業環境を作り出すこと。

事業者全体のサービス水準の確保に向けた努力を促進すること。

上記を通じて…

### 報告書

タクシー事業者全体のサービス水準の確保に向けた努力を促進することを主たる狙いとする。

## 2. 安全性の維持向上

### ① デジタルタコグラフ、ドライブレコーダーの導入状況

- ・ドライブレコーダーは県内事業者において既に約80%（23年3月末62%）、京浜地区においては約79%（23年3月末63%）の装着率となっている。
- ・デジタルタコグラフについては、県内事業者で約50%（23年3月末49%）、京浜においては約55%（23年3月末54%）の装着率である。
- ・ドライブレコーダーの装着率は、1年間で約20%上昇しており今後も導入は進むものと思われる。デジタルタコグラフの装着率は、ほぼ横ばいとなっているが、乗務員教育、計画配車を踏まえたサービス向上策の一環として更なる導入に取り組むことが必要。

	ドライブレコーダー			デジタルタコグラフ		
	24年3月末			24年3月末		
	車両数	装着数	装着率	車両数	装着数	装着率
京浜交通圏(112)	6,984	5,513	78.9%	6,984	3,827	54.8%
県央交通圏(50)	2,064	1,756	85.1%	2,064	888	43.0%
湘南交通圏(11)	354	354	100.0%	354	194	54.8%
小田原交通圏(15)	537	358	66.7%	537	106	19.7%
計	9,939	7,981	80.3%	9,939	5,015	50.5%

## 2. 安全性の維持向上

### ②交通指導員研修等の充実

1. 毎年、交通指導員の研修会を開催し、それぞれ事業所に戻り乗務員に研修内容を伝え事故防止に努めている。
2. 春・秋の全国交通安全運動と夏の交通事故防止運動及び年末年始自動車輸送安全総点検運動を実施し、街頭指導や街頭査察を行っている。
3. 事業用自動車事故防止コンクールに参加。
4. 優良乗務員に対して表彰を実施。

#### 1. 交通指導員研修会内容

タクシー事業の現況について
タクシーサービス向上について
年末年始総点検及び重大事故について
交通事故防止対策等について
ドライブレコーダーを活用した KYTトレーニング

※23年度 156者 253名出席

#### 2. 事故防止コンクール結果

事業用自動車事故防止コンクール結果(6月～8月)	
1. 県警本部長、運輸支局長表彰(期間中延走行90万km以上または5年通算90万km以上)	10事業者
2. 協会長表彰(期間中延走行20万km以上90万km未満または5年通算60万km以上)	43事業者
3. 連名顕彰(期間中延走行20万km未満)	28事業者

#### 3. 優良乗務員協会長表彰

平成23年度  
平成23年11月16日 7名受賞



### 3. 環境問題への貢献

#### ①EV・HV車両等の導入

##### ○地域計画の目標(環境問題への貢献)

- ・政府目標の達成に貢献する取組として環境適応車の積極的な導入
- ・神奈川県が導入を推進しているについても業界として導入を推進

電気自動車

低公害車両導入状況(法人)

	20年度	21年度	22年度	23年度
ハイブリッド	21	50	55	138
電気自動車	—	—	35	82



低公害車両導入状況(個人)

	20年10月	21年度	22年度	23年度
ハイブリッド	46	—	252	340
電気自動車	—	—	1	2

※23年度にEV・HV車両が法人83台個人88台増加し、神奈川県内総車両数の約4%となっており、環境に優しい低公害車両が確実に増加している。

※電気自動車は従来のタクシーに比べ二酸化炭素の排出量が1/4

(参考)横浜地区EV導入事業者

東宝タクシー(株) 2台、日野交通(株) 4台、神奈川都市交通(株) 3台、日本サントスキャブ(株) 4台  
(株)グリーンキャブ 1台、京王自動車(株) 2台 個人タクシー 1台 計17台

川崎地区EV導入事業者

飛鳥交通川崎(株) 1台

横須賀地区EV導入事業者

岡タクシー(有) 1台、オリオンタクシー(株) 2台、京急中央交通(株) 3台、(有)いづみタクシー1台

個人タクシー 1台 計8台

### 3. 環境問題への貢献

#### ②自治体とタイアップした活性化事業

##### かながわEVタクシープロジェクト

平成22年4月に神奈川県、(社)神奈川県タクシー協会、日産自動車(株)の三者により「かながわEVタクシープロジェクト推進協議会」が発足。環境優秀車両であるEV自動車を県民にPRし認知いただくことを目的にEVタクシー普及促進の協力関係が構築された。

##### ○プロジェクト

- ・EVタクシーは環境に配慮した政策だけではなく、福祉面にも配慮した取組を実施。  
(EVタクシープロジェクト実施期間中(H25年3月末まで)→障害者割引を1割から2割に拡大。)
- ・箱根EVタウンプロジェクトと連携した観光地におけるEVタクシーの利用拡大。
- ・22年度は県内で22のタクシー事業者が35台のEVタクシーを導入。

##### ○23年度事業

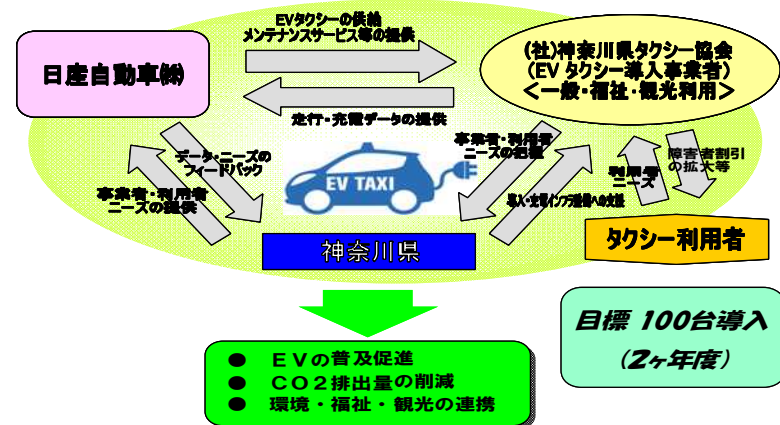
- ・22年度と合わせEVタクシー82台を導入。

※EVタクシープロジェクトは全国に先駆け23年2月7日に出発式を開催し本格始動。



※写真等資料は神奈川県EVタクシー出発式記者発表資料より

#### 「地球と人に優しい」かながわEVタクシープロジェクト



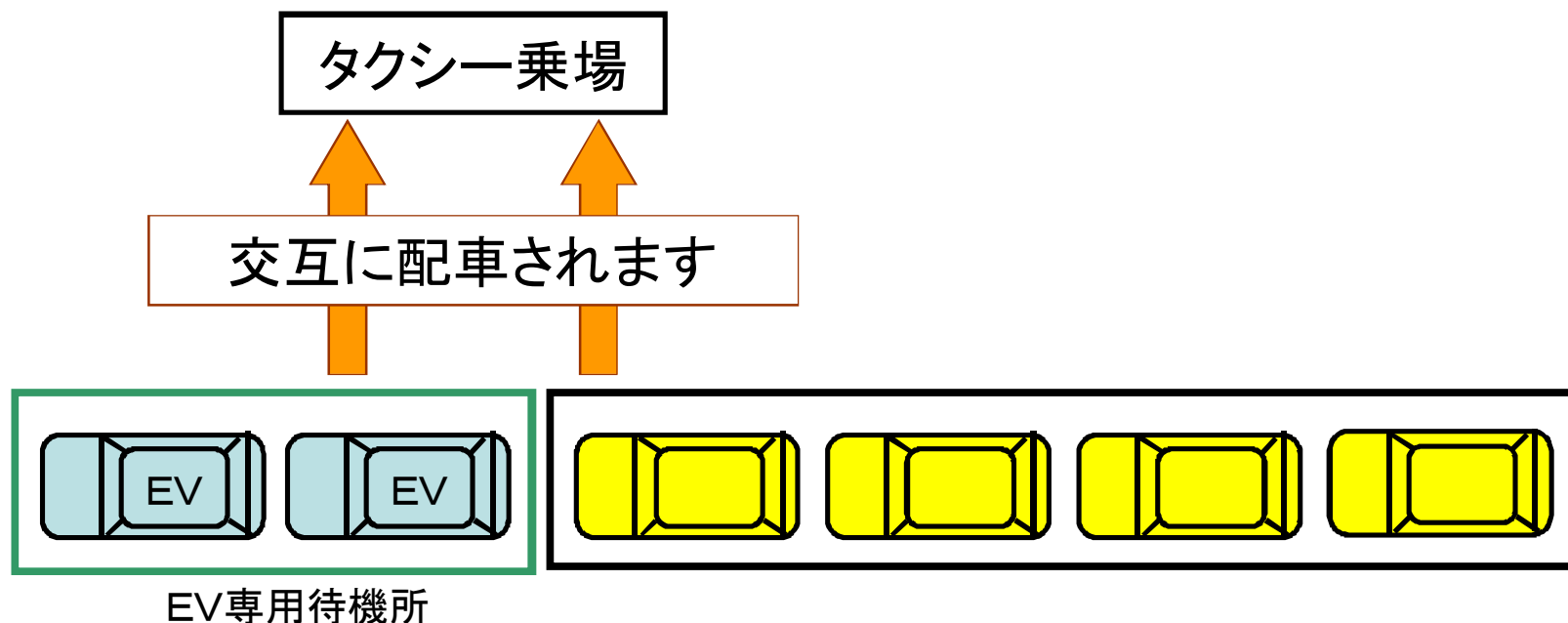
### 3. 環境問題への貢献

#### ③専用乗り場の設置

#### 実証実験の概要

東部病院では、EVタクシー専用の待機所を設け、通常のタクシーとEVタクシーを交互配車を実施。利用者が希望すればEVを選択出来るシステムとなっている。料金については通常のタクシー料金と同じだが、社会実験として、障がい者割引を1割から2割に拡大している。(平成25年3月末まで)

実施期間:平成24年4月18日～平成24年7月20日まで(9時～18時)(延長について検討中)



#### 実施団体

神奈川EVタクシープロジェクト(神奈川県、社団法人神奈川タクシー協会、個人タクシー協会、日産)、YMPZ(横浜市、日産)、東部病院、日野タクシー、東宝タクシー

## 4. 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

### ①ユニバーサルデザイン車の導入促進



#### ■ UDタクシーとは

健常者に限らず、高齢者、妊産婦、子供連れ、車いすの方（車いすのまま乗車することを想定）など、誰でも利用できる構造（ユニバーサルデザイン）のタクシー車両であって、流し営業などの通常のタクシー営業に用いるもの。

#### ■ UDタクシー普及への取り組み

神奈川県タクシー協会横浜支部に加盟している事業者のタクシー台数は約4,800台であるが、今後3カ年の間に内5%にあたる240台のUDタクシーを導入しようと計画している。

#### ■ 神奈川県UDタクシー導入状況

	京浜交通圏	湘南交通圏	県央交通圏	小田原交通圏
23年度	12社20両	—	6社7両	1社 1両
24年度	58社85両	3社 3両	3社5両	2社 2両

※補助なしでの導入も含む

※24年度は予定含む

#### ■ 平成23年度補助実績

都県	自治体数	事業者数	リフト	スロープ	UD	寝台
東京	1区	1事業者	0	0	2両	0
神奈川	3市	11事業者	0	0	15両	0
埼玉	1町	1事業者	0	1両	0	0
千葉	6市	8事業者	0	2両	6両	1両
群馬	1市	1事業者	0	0	0	1両
関東運輸局管内		22事業者	0	3両	23両	2両
近畿運輸局管内		25事業者	12両	7両	45両	1両

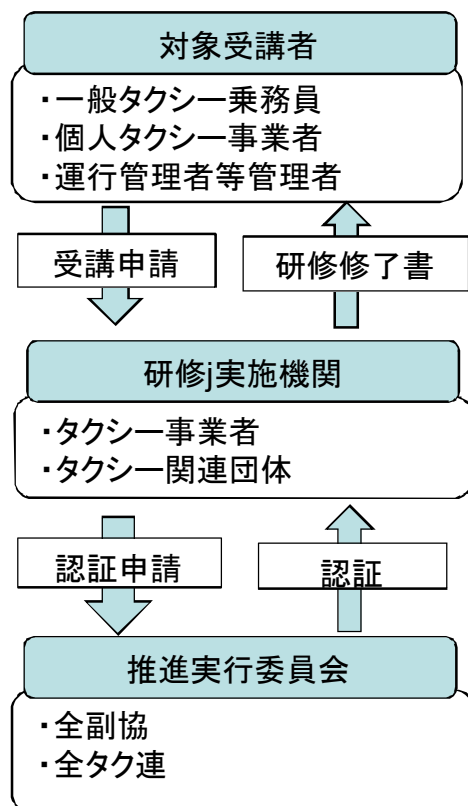
## 4. 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

### ②「ユニバーサルドライバー研修(タクシー乗務員バリアフリー研修)」の開催

#### ■ ユニバーサルドライバー研修とは

近年の社会状況に即して必要とされる「バリアフリー教育研修」を、タクシー事業者が実施できるようシステム化したもの。研修により、高齢者や障害者などの多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保など、適切な対応ができるよう一般タクシー乗務員の「接遇向上」を目指す。

(社)神奈川県タクシー協会が神奈川県内で初めての実施機関として認証を受けている。



#### ■ ユニバーサルドライバー時間割

##### 開講

オリエンテーション (5分)

- ・実施機関による開講挨拶
- ・研修の意義

##### 講義

1. タクシが支えるこれからのバリアフリー (45分)  
序 章：公共交通機関としての役割  
第1章：タクシーとユニバーサル社会
2. お客様とのコミュニケーションの留意点 (25分)  
第2章：お客様とのコミュニケーションの留意点
3. お客様の理解と接遇・介助の留意点 (185分)  
第3章：お客様とのコミュニケーションの留意点
4. グループディスカッション (55分)
5. 車いすの取り扱い方と乗車、降車 (70分)  
第4章：車いすの取り扱い方と乗車、降車 (演習)

##### 閉講 (15分)

- ・閉会挨拶
- ・受講生アンケート実施・回収



## 4. 総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

### ③子育て・妊婦支援タクシー

#### 子育て支援タクシーの状況(三ツ境交通)

##### ○乗務員養成

子育てタクシー乗務員については、養成プログラムを受講させ認可制度を導入。研修終了者には修了書を交付し社内の資格制度としている。

##### ○運営システム

- ・地元子育て団体「NPO法人まんま」とタイアップし、情報を共有するとともに、タクシー会社独自では運営できない面を補ってもらっている。
- ・タクシー内に子育て情報誌を設置し利用者に地域の情報を提供。
- ・NPO法人を通じて、タクシー会社への要望、苦情、お礼の言葉をいただくシステムを構築。これにより、小さな要望等が会社へ届き、サービス改善の種となっている。



子育て乗務員研修中



子供1人を運送

##### 車両搭載チャイルドセット

- ①防水シート ②エチケット袋 ③ティッシュペーパー  
④アロマスプレー

##### 運送コース設定

##### ①カンガルー

子供と保護者が同乗する。  
(要望に応じて玄関まで荷物の手伝い)

##### ②ひよこ

子供1人で乗車  
(事前登録制で通園、通学、祖父母宅への送迎など)

##### ③ふくろう

急なトラブルや夜間の送迎  
(夜間、休日病院への送迎、妊婦の方の送迎)



輸送回数

	カンガルー	ひよこ	ふくろう	計
H21年	1,005	78	0	1,083
H22年	1,397	45	1	1,443
H23年	1373	119	25	1,517

- ・子育てニーズに応えた結果、全体の輸送回数が着実に増加している。
- ・子育て輸送は従来のタクシー運賃と同様で特別な料金はなし。

# 5. 観光立国実現に向けた取組

## ①羽田空港国際化への対応

平成22年10月21日に供用開始した羽田空港国際線ターミナルの24時間化に対応すべく、京浜地区への輸送確保として国際線ターミナルタクシー乗り場に京浜地区方面乗り場を設置。

国際線乗り場の概要 → 乗り場1台、待機場12台

国際線タクシー利用者の利便向上策

- ①会話コミュニケーションツールとしての指差し外国語シートの導入
- ②指差し外国語シート携帯タクシーへの車体ステッカーによる表示
- ③「おもてなしの心」を表すためドアサービス、トランクサービスの励行
- ④タクシーセンターによる巡回指導の実施
- ⑤わかりやすいゾーン別定額制運賃の導入

横浜・川崎市内における適用範囲の拡大を実施  
 県央・湘南・小田原交通圏においても導入済み

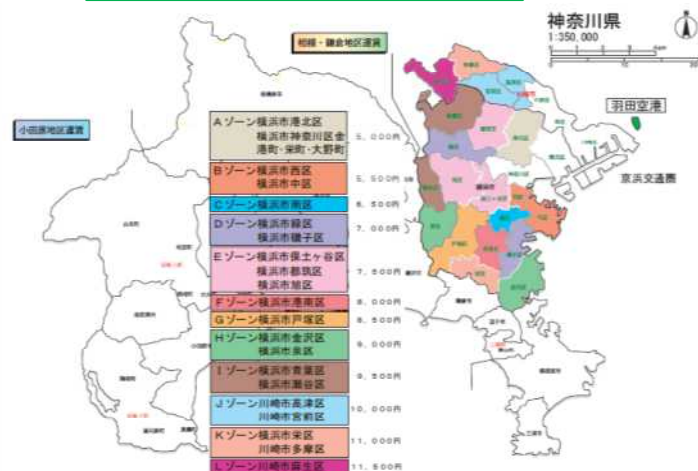
指差しシート図



シート搭載車体ステッカー



京浜交通圏適用ゾーン



## 5. 観光立国実現に向けた取組

### ①羽田空港国際化への対応

#### 国際線乗り場の状況

タクシー乗り場において、24時間対応や外国人旅客に対する「おもてなしの心」のサービス提供のための研修、「指差し外国語シート」による利用案内、シート搭載車両ステッカー貼付のサービスを開始。オープン当初は航空機の就航便数が少なく利用があるのか手探り状態の運行開始であったが、直近では、国際線発着も約100便まで増加しており、また23年7月から羽田定額運賃(京浜交通圏)の適用範囲を4ゾーンから12ゾーンに増やしたことにより、23年前半の1日当たり平均運行回数50回が23年後半は59回まで増加した。

今後も国際線の発着回数は増加する予定となっており、神奈川方面の利用者増加が見込まれることから、さらにサービスの質を向上させる必要がある。

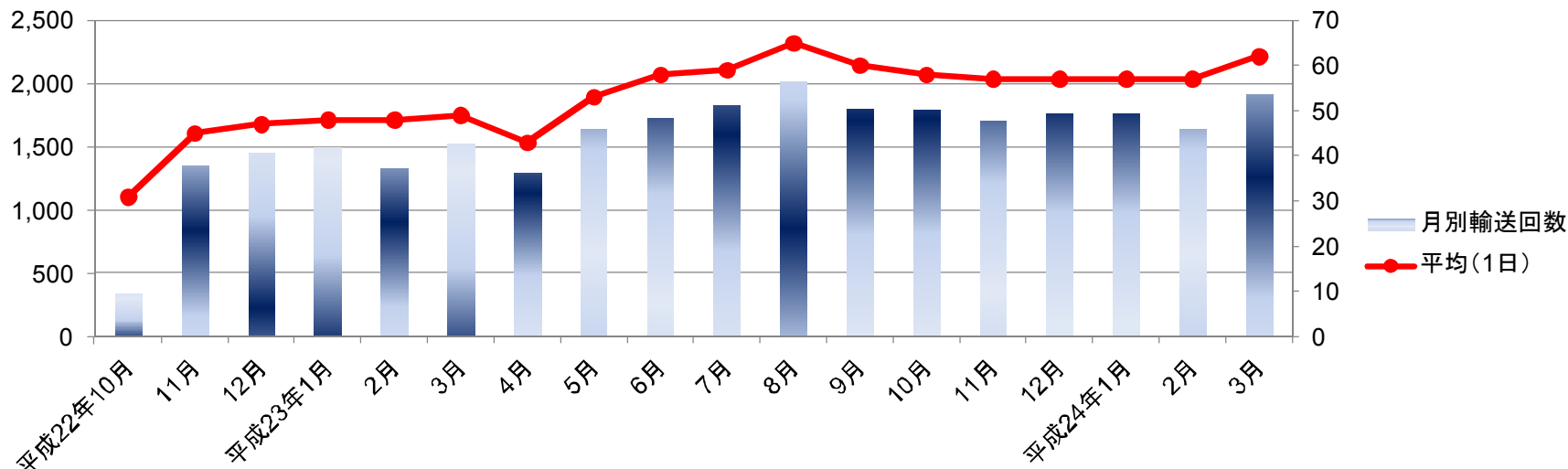


待機場における指導

国際線京浜方面乗り場



#### 稼働状況

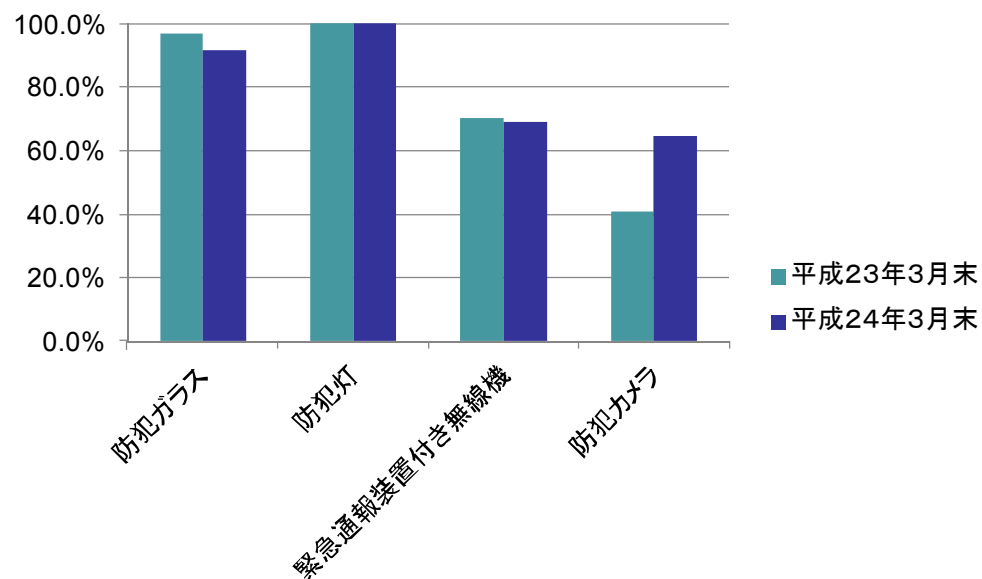


## 6. タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

### ①防犯装置設置の推移

- ・景気回復の遅れにより、タクシー強盗による被害が発生している。一昨年前には平塚市内で発生したタクシー強盗によって、乗務員の尊い命が失われており、強盗対策の強化が急務である。
- ・タクシー防犯装置は日々進化しており、人命確保に向けた効果の高い装置の導入が進んでいる。

		24年3月末現在	
総車両数		6,999	
		設置数	装着率
防犯ガラス		6,428	91.8%
防犯灯		6,999	100.0%
緊急通報装置付き無線機		4,831	69.0%
防犯カメラ		4,533	64.8%



※神奈川県タクシー協会調べ

防犯灯は100%の設置となっている。防犯カメラは、犯罪を抑制する上でも大変有用。23年末40%設置から約65%に上昇しており、今後もドライブレコーダーと併せて更に導入が進むことを期待している。

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境づくり

### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
選任している利用者モニターからの意見を事業に反映活用	法人協会、個人協会	短期	・モニターからの苦情・要望等を社内教育資料等として事業者に配布。 ・今後、全車両にエコーカードを搭載し、利用者の意見を幅広く収集しサービス向上を図る取組を検討予定。	・モニターからの要望・改善要求について事業者に周知。 ・車内に要望カードを搭載し、寄せられた苦情・感謝の言葉を各傘下協同組合に配布するとともに期限更新者に配布。
運転者のマナー向上のための教育・研修の充実	法人協会、個人協会	短期	・外部講師2名による講演会を実施。 (H23.2.15、参加人数157名) (H24.2.16、参加人数118名)	・マナー向上のための教育・研修を目的として、外部講師を招き講習会を実施。 新規参加者((護送譲受者含む)参加人員72名) 期限更新者(H23.6.21 222名、H24.1.20 372名、H24.6.19 216名) ・傘下協同組合において接客コンテストを実施し、個人協会にて最終コンテストを実施。
ケア輸送サービス充実のために介護資格等の取得及びケア輸送従事者研修会受講の促進	法人協会、個人協会	短・中期	・EVタクシー導入に伴い神奈川県によるケア講習を実施。 (H23.1.25、参加人数63名)(実施機関:神奈川県) ・川崎市コールセンター事業連絡協議会による普通救命講習会に参加。 (随時実施、参加人数851名)(実施機関:消防署) ・法人協会が全国福祉輸送サービス協会より、「タクシー乗務員バリアフリー研修実施機関としての認定を受け、今年度は5回の研修を実施予定。 (H24.6.12、第1回受講61名) (H24.7.10、第2回受講61名)	・福祉輸送に積極的に関与していくため、全国ハイヤー・タクシー連合会主催による講習会に積極的に参加。
「お近くでもどうぞ」を合い言葉にした運転者教育の徹底及び利用者へのPR強化	法人協会、個人協会	短期	・短距離利用者のため周知用のパンフ等の作成を検討予定。	・事業者に対し、ステッカー(ちよつとそこまではどうぞ)の車体貼付の徹底を図る。(H22.12より短距離客歓迎キャンペーンステッカー貼付)
早朝予約の積極受注の推進	個人協会	短期		・今後検討予定。
ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成・配布	法人協会、個人協会	短期	・タクシーの安全性・利便性を利用者に広く理解いただくためのリーフレット作成を両協会にて検討予定。 ・以下を作成し、小学校で開催のバリアフリー研修受講の生徒、旅客等に配布。 「自転車安全利用五則掲載のクリアファイル」 「目が不自由な人の外出(あいさつ手話表現(例))掲載のクリアファイル」 「交通安全印字のシャープペンシル」	・同左(※「自転車安全利用五則掲載のクリアファイル」以外)
マスターズ制度の充実及び参加の促進	個人協会	短期		・事業者の約8割が制度に参加。 ・本年12月よりスキル・アップ講習の受講を義務化しマスターの高度化及び審査の厳格化を図る。
優良運転者推薦制度の促進	個人協会	短期		・優良適格者を個人協会において表彰。その後全国個人タクシー協会まで推薦。 (県協会長(個人協会)表彰:10名、全国個人タクシー協会会長表彰4名、大臣表彰1名)

### 【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
地理教育制度の充実	法人協会、神奈川タクシーセンター	中期	・神奈川タクシーセンターにおいて、平成22年度より、新任乗務員の地理試験を実施。 (H22年度、1,856名受験) (H23年度、1,580名受験) ・新人以外の適正化研修を実施。 (H22.10-H22.3実施、受講20名)	・実施を目指し検討を予定。
地理モニター制度の導入	個人協会	短期		・現在のモニター制度を活用し、アンケートに加える方向で検討中。
条件に応じたタクシーを検索できるWEBサイトの開設	法人協会	短期	・法人協会ホームページにタクシーアラカルト(いろいろなタクシー)として様々なサービスを展開している導入事業者を掲載。	
駅前等における民間活力の導入促進による乗り場(上屋付乗り場、バリアフリー乗り場等)の整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	中期	・以下の会議に参画し、障害者とバリアフリー化に向けた調査を実施。 「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」 「川崎市バリアフリー街づくり推進協議会」 ・港南台駅と横須賀中央駅前のタクシー乗り場のスロープ化を実施。 ・乗合バスの民間活力活用乗り場上屋について、タクシー乗り場において設置が可能か乗り場管理者と検討していく予定。 ・新川崎駅においてUDタクシー乗り場の設置依頼中。 ・UDタクシー導入に伴いその他の乗り場でも検討中。	・同左

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ②安全性の維持・向上

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
運行管理者・整備管理者研修の充実	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備管理者研修を実施。(H22.11.11、参加人数302名)</li> <li>警察署等の講師による運行管理者研修を実施。(川崎)(H23.2.28、参加人数53名)</li> <li>整備管理者研修を実施。(H23.11.18、参加人数268名)</li> <li>警察署等の講師による運行管理者研修を実施。(川崎)(H24.3.1、参加人数54名)</li> <li>事業用自動車事故防止対策研修会を実施。(H23.7.27、244名)</li> <li>交通指導員研修会を実施。(H24.11.28、253名)</li> </ul>	
神奈川県主催セーフティチャレンジコンクールへの参加	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>「セーフティチャレンジかながわ」(実施期間H23.7月～12月)に協賛し事故防止に努めている。(H22年、参加数10,932チーム(3名1組)、32,796名)(H23年、参加数11,239チーム(3名1組)、33,717名)(H24年度も同期間実施中)</li> </ul>	
事故防止コンクールの実施	個人協会	短期		<ul style="list-style-type: none"> <li>個人協会において事故防止の一環として、実施を検討予定</li> <li>今年度より期限更新時に事故防止に関するカリキュラムを追加</li> </ul>
緊急地震速報受信時の的確な対応による旅客の安全確保に向けた乗務員教育の実施	法人協会、個人協会	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東防災連絡会に参画。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H23.3.11の震災を受け教育を検討予定。</li> </ul>

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
スピード抑止の装置に関する検討	法人協会、個人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後検討予定。</li> </ul>
他団体(自動車関係団体、二輪車関連団体、自転車関連団体等)と連携した事故防止活動の実施	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県警主催による交通安全運動等に連携して交通事故防止を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年地元警察より担当者を招き事故防止に向けた研修を開催。</li> </ul>
AVS(先進安全自動車)の実用化に向けての情報収集	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後検討予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後検討予定。</li> </ul>

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ③環境問題への貢献

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
公共施設における低公害車専用乗り場設置等低公害タクシー車両普及促進に関する自治体等への働きかけ	法人協会、個人協会	短期・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体からのEV車両貸与による環境貢献及びEV車両普及PRに寄与。(横須賀市)</li> <li>・アイドリングストップ運動会議及び啓蒙キャンペーン参加(川崎市) (年1~2回、不定期に主要交差点で開催)</li> <li>・みなとみらいエリア(パシフィコ横浜、ランドマーク)において、オンデマンド運行(※)の実証実験を実施。 (H24年2月25、26日、H24年3月3、4日)</li> <li>・横浜市東部病院において、EVタクシーシェア乗り場実証実験の実施(H24.4.18から3ヶ月間)現在、継続して運行することを検討中。)また、他の公共施設等における乗り場も検討する予定。</li> <li>・「アイドリングストップ運動会議」が、「かわさき自動車環境対策推進会議」と改名し、年4回開催。 (既に1回開催、年1~2回不定期に主要交差点で開催予定)</li> <li>・EVタクシーの普及のため、EVタウン支援企業に利用の協力を要請。</li> <li>・低公害車両専用乗り場設置に向け、今後検討予定。</li> </ul>	・低公害車両専用乗り場設置に向け、法人協会と検討予定。

※オンデマンド運行・・・端末機により呼び出すシステム。利用者が呼び出し端末で呼び出すと端末機を車載しているタクシーが、呼び出された場所に行き目的地まで行く。

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ④交通問題、都市問題の改善

### 【特定事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
客待ちタクシーによる道路混雑防止のための対策の構築と徹底	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地区(駅)により独自のルール制定し運用実施。</li> <li>指導委員研修において、路上駐車禁止を徹底。(H23.3、H23.11.30 研修実施)</li> <li>タクシー乗場の設置要望書を関係機関に提出。(横浜)</li> <li>法人協会の交通指導事故防止委員会における街頭指導の実施。</li> <li>神奈川タクシーセンターによる街頭巡回指導の強化。</li> </ul>	・同左
繁華街及び駅周辺道路上の違法付け待ち車両排除の街頭指導の強化推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川タクシーセンターにおいて街頭指導重点地域等を指定し、月毎また日常的に街頭指導実施し禁止行為削減に努めている。</li> <li>神奈川タクシーセンターと法人協会が協力し各地区で問題のある乗場の混雑解消の指導を実施。</li> </ul>	・同左
タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>主な駅構内タクシー待機場場において、乗務員の中から指導者を選定し、乗り場等の美化促進を強化。</li> <li>駅周辺の乗り場美化のため、自治体と連携し清掃を実施。</li> </ul>	・同左

### 【その他の事業】

特定事業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ショットガン方式の導入	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>川崎駅西口及び戸塚駅西口で実施しているが、新たな導入については今後検討。</li> </ul>	・同左
鉄道駅等の混雑防止のための対策としたナンバープレートによる乗り入れ自主規制の導入・充実に	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在横浜及び川崎の一部の駅(JR横浜駅、JR新横浜駅、JR武蔵新城駅他)に於いて実施しているが、その他の駅等については今後必要に応じ検討。</li> </ul>	・同左
タクシープールの整備に向けた調整検討	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短・中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ検討。</li> </ul>	・同左
交通問題の顕著な地域での混雑解消(定点観測の実施)	神奈川タクシーセンター	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ検討。</li> </ul>	・同左
自治体等が実施する交通渋滞対策等関係施策への積極的協力	法人協会、個人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>H22.11国土交通省による県内の道路渋滞対策のための道路混雑状況アンケート調査協力。</li> <li>神奈川県道路利用者会議に参画。</li> <li>首都高速道路株式会社計画・環境部 交通調査グループから交通起終点調査協力。(H23.11.7～H23.11.11、前回調査H21年)</li> <li>神奈川県移動性向上委員会(国交省関東地方整備局)に参画。</li> </ul>	・同左
供給過剰状態の解消に向けた取組みの進捗状況の把握及び効果・影響の測定、並びに必要に応じてさらなる供給過剰解消に向けた対策の検討	法人協会、個人協会	中期	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営委員会で検討中。</li> </ul>	



## タクシー協会(法人・個人)での取組状況

### ⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

#### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実	法人協会、個人協会	短・中期	・必要に応じ検討。	・同左
都市計画・交通計画との調和が保たれた公共交通機関としてのタクシーの役割に関する自治体との協議の推進	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・同左

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ⑥観光立国実現に向けての取組み

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
外国人利用者向けの指差し翻訳シートの作成と携行	法人協会、個人協会	短期	・羽田空港国際線乗り入れ車両に乗務員が対応できるよう英語・中国・韓国語に対応した「指差しシート」を作成、配布。 ・全車両に外国人観光客の対応できるよう乗務員指差しシートを作成配布。	・同左
観光タクシー等について観光協会等とのタイアップ強化	法人協会、個人協会	短・中期	・観光促進を図るため、以下の会議等に参画。 「神奈川EVプロジェクト及び箱根EVタウンプロジェクト」 「観光立国かながわ推進連絡会議」 「関東観光推進会議」	・同左
観光タクシー乗務員講習会の実施	法人協会、個人協会	短期	・外部講師による研修会を検討中。	・同左

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
鉄道駅等の乗り場における整理・案内係の配置	神奈川タクシーセンター	短・中期	・一部の駅で誘導員配置を実施しているが、今後は乗り場の利用状況により更なる配置を検討。	・同左
羽田空港国際化へ対応した乗り場運営	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・羽田国際線乗り場に神奈川専用乗り場を設置。また定額運賃制を横浜・川崎市地区で導入。県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏でも導入。	・同左
観光施設における観光タクシー待機場所に係る検討	法人協会、個人協会	中期	・今後検討予定。	・同左

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ⑧タクシー運転者の労働条件の悪化防止、改善・向上

### 【特定事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
労務研修講習会(労務管理・健康管理)の充実、拡充	法人協会	短期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務・経営委員会主催による講習会を実施。 (H23.2.15、参加人数157名) (H24.2.16、118名参加)</li> <li>・労務研修会の実施(横浜・横須賀) 横浜・南ブロック(H23.6.19、参加人数40名) 横浜・西ブロック(H23.7.8、参加人数28名) 横浜・北ブロック(H23.9.13、参加人数38名) 横須賀(H23.10.11、参加人数23名)</li> <li>・労働基準監督署の講師による労務研修会を実施(川崎) (H24.2.14、参加人数45名)</li> </ul>	/

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
食事・休憩可能な提携施設等の確保の検討	法人協会、個人協会	中期	・今後施設等の確保を検討予定。	・同左

# タクシー協会(法人・個人)での取組状況

## ⑨事業経営の活性化、効率化

### 【その他の事業】

特 定 事 業	実施主体	実施時期	法人協会等の対応	個人協会の対応
市場調査、マーケティング等による需給構造分析	法人協会、個人協会	中期	・コンサル委託も含め今後検討予定。	・法人協会と合同実施に向け検討予定。
新たなサービスに関する要望受付窓口の設置	法人協会、個人協会 神奈川タクシーセンター	短期	・HPの充実を図り、利用者の新たなサービス要望を把握するための手段を検討していく。	・個人タクシーに関する新たな要望について定期的なアンケート等を検討予定。 ・HPを立ち上げ利用者の要望の把握に努める。(24. 9月までを予定)

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成24年6月30日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11タ クシー車両 数) ①	特定事業計画 申請時の車両 数 ②	事業再構築削減数 ③			認定以降 減車数 ④	事業再構築実 施後の車両数 ⑤ ※②-③-④	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	計			削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
H22.5.10	アサヒタクシー(株)	63	60	1	3	4	0	56	7	11.1%
H22.5.10	岡タクシー(有)	51	51	2	1	3	0	48	3	5.9%
H22.5.10	神奈川都市交通(株)	431	409	1	23	24	0	385	46	10.7%
H22.5.10	(株)エヌケイキャブ	65	61	4	0	4	0	57	8	12.3%
H22.5.10	川崎タクシー(株)	115	109	0	6	6	0	103	12	10.4%
H22.5.10	京浜交通(株)	190	180	10	0	10	0	170	20	10.5%
H22.5.10	東宝タクシー(株)	63	59	0	3	3	0	56	7	11.1%
H22.5.10	朋栄交通(株)	33	30	1	0	1	0	29	4	12.1%
H22.5.10	東栄興業(株)	68	60	0	2	2	0	58	10	14.7%
H22.5.10	真金タクシー(株)	40	37	2	0	2	0	35	5	12.5%
H22.5.10	三ツ境交通(有)	32	29	0	1	1	0	28	4	12.5%
H22.5.10	横須賀タクシー(株)	35	35	1	1	2	0	33	2	5.7%
H22.5.10	ラビット交通(株)	29	25	0	0	0	0	25	4	13.8%
H22.5.10	臨港タクシー(株)	27	27	1	0	1	0	26	1	3.7%
H22.5.11	京急文庫タクシー(株)	54	53	6	0	6	0	47	7	13.0%
H22.5.11	大和交通(株)	48	45	3	0	3	0	42	6	12.5%
H22.5.11	横浜北交通(株)	57	60	6	0	6	0	54	3	5.3%
H22.5.12	京急横浜自動車(株)	90	83	3	0	3	0	80	10	11.1%
H22.5.12	平和交通(株)	685	650	6	28	34	0	616	69	10.1%
H22.5.13	生田交通(株)	30	30	2	1	3	0	27	3	10.0%
H22.5.13	慶桜交通(株)	53	50	3	0	3	0	47	6	11.3%
H22.5.13	日の出タクシー(株)	24	24	1	0	1	1	22	2	8.3%
H22.5.14	(株)共同	19	19	1	0	1	0	18	1	5.3%
H22.5.14	コスモ交通(株)	52	52	3	3	6	0	46	6	11.5%
H22.5.14	すみれ交通(有)	27	25	1	0	1	0	24	3	11.1%
H22.5.17	(株)今井運送	44	47	1	0	1	0	46	-2	-4.5%
H22.5.17	ケイエム国際タクシー(株)	90	85	5	0	5	0	80	10	11.1%
H22.5.17	サンタクシー(株)	51	48	4	0	4	0	44	7	13.7%
H22.5.17	三和交通(株)	131	124	7	0	7	1	116	15	11.5%
H22.5.17	大明交通(株)	50	44	0	0	0	0	44	6	12.0%
H22.5.17	東海交通(株)	28	28	0	0	0	0	28	0	0.0%
H22.5.17	ノボリ興業(株)	15	20	3	0	3	0	17	-2	-13.3%
H22.5.17	富士電物流(株)	63	59	0	3	3	0	56	7	11.1%
H22.5.18	オリオンタクシー(株)	52	49	0	0	0	0	49	3	5.8%
H22.5.18	(株)ケイサンタクシー	61	54	1	0	1	0	53	8	13.1%
H22.5.18	(株)セブン	0	10	0	0	0	0	10	-10	-
H22.5.18	(株)富士タクシー	51	48	3	0	3	0	45	6	11.8%
H22.5.18	国際交通(株)	60	57	4	0	4	0	53	7	11.7%
H22.5.18	五光交通(株)	37	35	2	0	2	0	33	4	10.8%
H22.5.18	新横浜交通(株)	30	26	0	0	0	0	26	4	13.3%

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成24年6月30日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11タ クシー車両 数) ①	特定事業計画 申請時の車両 数 ②	事業再構築削減数 ③			認定以降 減車数 ④	事業再構築実 施後の車両数 ⑤ ※②-③-④	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	計			削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
H22.5.18	瀬谷交通(有)	21	18	0	0	0	0	18	3	14.3%
H22.5.18	ひまわり交通(株)	80	77	1	4	5	0	72	8	10.0%
H22.5.18	平成交通(株)	13	13	1	0	1	0	12	1	7.7%
H22.5.18	宮園交通(株)	63	57	2	0	2	0	55	8	12.7%
H22.5.18	明治自動車(株)	34	32	2	0	2	0	30	4	11.8%
H22.5.18	明生タクシー(株)	60	57	0	3	3	0	54	6	10.0%
H22.5.18	メトロ自動車(株)	170	161	9	0	9	0	152	18	10.6%
H22.5.19	(株)イケダ自動車	0	10	0	0	0	0	10	-10	-
H22.5.19	京急中央交通(株)	60	60	3	0	3	0	57	3	5.0%
H22.5.19	京急三崎タクシー(株)	18	18	1	1	2	0	16	2	11.1%
H22.5.19	港北交通(株)	38	38	2	2	4	0	34	4	10.5%
H22.5.19	サン岡タクシー(有)	11	11	1	0	1	0	10	1	9.1%
H22.5.19	新善交通(株)	36	36	4	0	4	0	32	4	11.1%
H22.5.19	天台交通(株)	77	58	0	2	2	0	61	16	20.8%
H22.5.19	船越タクシー(株)	28	28	1	0	1	0	27	1	3.6%
H22.5.19	北斗タクシー(株)	60	57	1	2	3	0	54	6	10.0%
H22.5.19	(有)高田交通	15	14	0	0	0	0	14	1	6.7%
H22.5.20	(株)ワイキャブ	84	84	6	0	6	0	78	6	7.1%
H22.5.20	川崎交通産業(株)	50	50	3	2	5	0	45	5	10.0%
H22.5.20	京浜ハイヤー(株)	148	162	17	0	17	0	145	3	2.0%
H22.5.20	新興タクシー(株)	108	102	6	0	6	0	96	12	11.1%
H22.5.20	スタジアム交通	113	130	18	0	18	0	112	1	0.9%
H22.5.20	第一交通(株)	41	40	5	0	5	0	35	6	14.6%
H22.5.20	大栄交通(株)	111	106	8	0	8	0	98	13	11.7%
H22.5.20	多摩川ハイヤー(株)	36	34	0	2	2	0	32	4	11.1%
H22.5.20	南進自動車(株)	42	39	2	0	2	0	37	5	11.9%
H22.5.20	日野交通(株)	90	85	0	4	4	0	81	9	10.0%
H22.5.20	ヒノデ第一交通(株)	102	102	12	0	12	0	90	12	11.8%
H22.5.20	富士見交通(株)	50	50	6	0	6	0	44	6	12.0%
H22.5.20	芙蓉交通(株)	31	30	1	0	1	0	29	2	6.5%
H22.5.20	みかさ交通(株)	19	18	0	1	1	0	17	2	10.5%
H22.5.20	溝口交通(有)	15	14	0	1	1	0	13	2	13.3%
H22.5.20	(有)いづみタクシー	46	43	0	0	0	0	43	3	6.5%
H22.5.20	(有)富士タクシー	26	26	1	1	2	0	24	2	7.7%
H22.5.20	ワールド交通(株)	50	76	8	0	8	0	68	-18	-36.0%
H22.5.21	神奈中ハイヤー横浜(株)	104	92	0	0	0	0	92	12	11.5%
H22.5.21	(株)青葉交通	10	10	0	0	0	0	10	0	0.0%
H22.5.21	(株)ベストワークジャパン	23	23	0	0	0	0	23	0	0.0%
H22.5.21	(株)八重洲タクシー	60	60	0	0	0	0	60	0	0.0%
H22.5.21	神奈中ハイヤー(株)	61	51	0	0	0	0	51	10	16.4%

## 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況

平成24年6月30日現在

申請日	事業者名	基準車両数 (H20.7.11タ クシー車両 数) ①	特定事業計画 申請時の車両 数 ②	事業再構築削減数 ③			認定以降 減車数 ④	事業再構築実 施後の車両数 ⑤ ※②-③-④	事業再構築実施後の 供給力削減状況	
				減車数	休車数	計			削減数 ①-⑤	削減率 (①-⑤)/①
H22.5.21	金港交通(株)	247	205	0	0	0	0	205	42	17.0%
H22.5.21	京王自動車(株)	109	103	6	0	6	0	97	12	11.0%
H22.5.21	三栄交通(株)	21	19	2	0	2	0	17	4	19.0%
H22.5.21	三慶交通(株)	103	99	0	4	4	5	90	13	12.6%
H22.5.21	相鉄自動車(株)	50	50	5	0	5	0	45	5	10.0%
H22.5.21	高砂交通(株)	30	30	2	0	2	0	28	2	6.7%
H22.5.21	多摩田園タクシー(株)	42	41	2	0	2	0	39	3	7.1%
H22.5.21	東都城北タクシー(株)	47	44	0	0	0	0	44	3	6.4%
H22.5.21	日の丸自動車興業(株)	160	152	9	0	9	0	143	17	10.6%
H22.5.21	ひばり交通(株)	62	58	0	3	3	0	55	7	11.3%
H22.5.21	富士交通(有)	32	30	0	2	2	0	28	4	12.5%
H22.5.21	二重交通(株)	47	44	3	0	3	0	41	6	12.8%
H22.5.21	フラワー交通(株)	26	24	0	1	1	0	23	3	11.5%
H22.5.21	港タクシー(株)	34	30	1	0	1	0	29	5	14.7%
H22.5.21	(有)キョーシン	50	50	3	2	5	0	45	5	10.0%
H22.5.21	(有)山岡興産	15	15	0	0	0	0	15	0	0.0%
H22.5.21	臨港交通(株)	100	87	3	0	3	0	84	16	16.0%
H22.5.21	和同交通(株)	77	73	0	4	4	0	69	8	10.4%
H22.5.24	アイ(株)	37	32	0	0	0	0	32	5	13.5%
H22.5.24	(株)クワハラ	21	21	0	0	0	0	21	0	0.0%
H22.5.24	湘南交通(株)	124	117	1	5	6	0	111	13	10.5%
H22.5.26	(株)グリーンキャブ	46	46	3	2	5	0	41	5	10.9%
H22.5.26	日本サントスキャブ(株)	73	69	2	3	5	0	64	9	12.3%
H22.5.28	エースラインズ(株)	63	58	3	0	3	0	55	8	12.7%
H22.5.28	松村運輸(株)	47	47	5	5	10	0	37	10	21.3%
H22.6.2	カナガワ交通(株)イースタン	108	102	0	5	5	0	97	11	10.2%
H22.6.2	向ヶ丘交通(株)イースタン	51	51	3	3	6	0	45	6	11.8%
H22.6.4	飛鳥交通神奈川(株)	225	213	0	11	11	0	202	23	10.2%
H22.6.4	飛鳥交通川崎(株)	76	71	0	3	3	0	68	8	10.5%
H22.6.10	戸塚交通(有)	20	20	0	0	0	1	19	1	5.0%
H22.6.17	(有)オーク	10	10	0	0	0	0	10	0	0.0%
H22.6.18	(有)アトム交通	10	10	0	0	0	0	10	0	0.0%
H22.6.22	東京ヤサカ自動車(株)	50	50	6	0	6	0	44	6	12.0%
H22.7.5	(株)ファミリータクシー	0	16	0	0	0	0	16	-16	-
H22.7.5	関東中央交通(株)	27	27	1	0	1	0	26	1	3.7%
H22.9.2	(株)ファイブサン	21	21	2	0	2	0	19	2	9.5%
京浜交通圏計		7,629	7,304	271	153	424	8	6,877	752	9.9%

(注1) 基準車両数が0である場合、削減率の計算【上記(①-⑤)/①】ができないため削減率欄を“-”としている。

(注2) 当初認定後に事業再構築を含む特定事業計画追加申請を実施している車両数を含む。